

カリセン通信 No.94



「一人一人の子どもを徹底的に大切に」ここからスタート！

人権教育の推進



「21世紀は人権の世紀」と言われてきた今世紀も20年が過ぎました。人権問題はなくなってきているのでしょうか。世界のどこかで紛争が絶えません。戦争は最大の人権侵害です。日本国内を見ても、様々な人権問題が現存しています。子ども虐待やLGBTの問題。ヘイトスピーチや外国人労働者の問題、さらには新型コロナウイルスに関連した差別問題など、解決しなければならぬ課題が山積しています。もう一度「人権の大切さ」について考えてみましょう。

「人権教育は生涯にわたる営みであり、学校のみならず家庭・地域そして社会全体で意図的・主体的に展開されるべきものであり、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会層の人々の尊厳について学び、またその尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段を学ぶための生涯にわたる総合的な過程である」と定義されている。

「《学校における》人権教育をすすめるにあたって 平成31年版」京都市教育委員会



人権教育の大切さを再確認し、どのように人権教育を進めていくかをじっくり考え、教育を通して子どもたちを育てていきましょう。



多様な価値観を認め、互いに尊重し合い、共に助け合う態度を育てるため、全ての学校で人権が尊重される風土を意図的に創り出すとともに、あらゆる教育活動において、対話を通じて子どもが共に「学び合う」ことを人権教育の基盤とすることが大切である。

「令和2年度 学校教育の重点」京都市教育委員会

参考資料

《学校における》人権教育をすすめるにあたって 平成31年版	京都市教育委員会
京都市人権文化推進計画（平成27年度～令和6年度）	京都市教育委員会
人権教育・啓発白書 令和元年度版	法務省・文部科学省
人権の擁護 令和2年度版	法務省人権擁護局
人権教育のための世界計画（第1フェーズ～第4フェーズ）	国際連合 ほか

カリキュラム開発支援センターでは、人権教育に関する図書や雑誌・資料を多く配架しています。先生方の人権問題への認識を深めるために、また授業に役立たせるために、ぜひご活用ください。

10・11月の企画展

令和2年10月9日(金)～12月5日(土)

「人権教育の充実をめざして」

【展示内容】

1. 子どもにかかわる課題
2. 男女平等にかかわる課題
3. 障害のある人にかかわる課題
4. 同和問題にかかわる課題
5. 外国人・外国籍市民等にかかわる課題
6. HIV感染者等にかかわる課題
7. その他の人権問題にかかわる課題



総合教育センター3階 教材開発室 II



図書紹介



よく読まれている本

10月までの3ヶ月間で、よく貸し出された本を紹介します。

1	ケーキの切れない非行少年たち	宮口 幸治	新潮社
2	メモの魔力	前田 裕二	幻冬舎
3	学びを結果に変えるアウトプット大全	樺沢 紫苑	サンクチュアリ出版
4	新卒教師時代を生き抜く心得術60	野中 信行	明治図書出版
5	ようこそ、一人ひとりをいかす教室へ	C.A.トムリンソン	北大路書房



教育雑誌の紹介

「総合教育技術」 10月号
小学館



特集 子どもが楽しく安心できる学校づくり

今、コロナ禍の学校で子どもたちの心の安らぎや学校生活の楽しさが置き去りにされていないでしょうか。コロナ禍だからこそ目指したい、子どもが楽しく、安心できる学校づくりの方策について考えていくヒントが得られます。

「月刊 学校教育相談」 9月号 ほんの森出版

特集 教師が「ほっとひと息」つくために

コロナ禍の中で、教師の忙しさが増えています。「ほっとひと息」つくためのアンガーマネジメントや心の余裕の持ち方・セルフリラクゼーションの仕方などを紹介しています。ぜひ、ご一読を！



先輩教員の推薦図書

～第3回～ 先輩教員からのオススメの本を紹介します。

『人に聞けない 大人の言葉づかい』 外山滋比古（著） KADOKAWA

推薦者：研究課 参与 杉森 徳行

「子どもたちにとって、教師は最大の言語環境である」授業をはじめ毎日の学校生活の中で、教師が用いる言葉づかいは、それを耳にする子どもたちの言葉づかいに大きな影響を与えます。日頃、子どもたちに向かって何気なく発している言葉やその使い方を、今一度、いろいろな角度から見直してみてもはどうでしょうか。正しい言葉・美しい言葉に対する認識や感覚は、教師にとっても、子どもたちにとっても大きな財産になるはずです。



お知らせ

昨年度の「学習指導案」を11月からポータルサイトにアップします。紙媒体での指導案は、すでにファイリングされ閲覧できます。ぜひご活用ください。



■カリセン開館時間 月曜日～金曜日・・・午前9時～午後9時 ■土曜日・・・午前9時～午後5時
(木曜日・第1月曜日は午後5時15分まで)